

議 事 録 抄 本

令和 7 年 2 月

福崎町農業委員会

令和7年2月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 2月20日(木) 15:00～

場 所 : サルビア会館 2階 講義室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
8番 植岡 洋子	11番 埴岡 栄

【署名人】

9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
----------	----------

<案件>

議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 6件

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可) 1件

議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 2件

議案第56号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について	(委員会受理)	1件
議案第57号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について		5件
議案第58号	農地法第51条第1項に該当する違反転用について(履行期限の決定について)		1件
議案第59号	農地法第51条第1項に該当する違反転用について(兵庫県への報告について)		1件
報告第1号	農地使用貸借の合意解約通知について		2件
報告第2号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		4件
報告第3号	農地法第51条第1項に該当する違反転用について		1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会2月定例会を開催します。

本日欠席者の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
----------	----------

委員にお願いします。議案第51号から議案第59号に至る8議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第51号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 9番:資料1ページをご覧ください。願出地は、北野公民館から南約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、20年以上前から宅地になっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第51号 1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(植岡委員) 9番:現地では、整備されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第51号 1件について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) なんでこんなことになっているのでしょうか。

(事務局) もともと、[]を売却する予定がありました。分筆をする際に隣の宅地が農地へ入り込んでいることが分かりました。関連議案で[]が5条の届出で[]が3条の申請が出てきております。元々は[]の筆でしたが、分筆と同時に申請が出てきております。

(前田委員) 結局は売却しようとしているということですね。

(事務局) はい、そうです。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第51号 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第51号 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

- (議 長) 挙手全員でございますので、議案第 51 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の通り証明することといたします。

-
- (議 長) 次に、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

- (事務局) 30 番：資料 2 ページをご覧ください。申請地は、桜公民館から北西約 160 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人の■■■■と譲渡人の■■■■は親戚関係です。■■■■が所有している農地がほ場整備により営農組合に預けることになりました。そのため、耕作する農地が無くなり遠方に住む親戚から申請地を譲り受け耕作するため、今回の申請が出てきております。農地を取得後は水稻を行う予定です。ほ場整備区域は営農組合が耕作しますが、申請地は区域から外れており、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 52 号 30 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

- (植岡委員) 30 番：現地では、耕運し手入れされていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

- (議 長) 議案第 52 号 30 番について、質疑はありませんか。

<なし>

- (議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 52 号 30 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 52 号 30 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 30 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 52 号 31 番・32 番・33 番について、関係委員さんがいらっ
しゃいますので、退席願います。

<尾内推進委員 退席>

事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 31 番・32 番・33 番。譲受人が同一のため、併せて説明します。資料 3～5
ページをご覧ください申請地は、[] が八千種小学校から西約 250m、[]
[] が八千種小学校から南約 800m、[] が庄公民館から南 200m、[]
[] が八千種小学校から西約 350m に位置しています。地籍図・写真を併せて
ご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人 3 名とも今後の農地の管
理について困っていたところ、庄の農会長との話の中で [] が譲
受けることになり申請が出てきております。取得後は水稻を行う予定です。
周辺も、[] が耕作しているため所有権移転による地域の農業に影響
があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 52 号 31 番・32 番・33 番について、現地調査済ですので現地調査
班より報告願います。

(植岡委員) 31 番・32 番・33 番：現地では、農地として整備されていることを確認しま
した。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 52 号 31 番・32 番・33 番について、質疑はありませんか。

(尾崎委員) 申請地は以前、[]が借りられていた農地ですか。

(事務局) ほ場整備されている農地に関しては[]が耕作されていました。

(尾崎委員) []は完全に離れたということですね。

(事務局) そうです。

(議長) 他に質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 議案書の地籍図に[]とありますが、隣の写真は同じ農地ですか。

(事務局) はい、同じ農地です。

(山口委員) 写真に点線より外は、地域計画の地図では利用者の自作になっています。譲受人が今後耕作されますか。それとも点線のところで仕切りを作るのですか。

(事務局) 仕切り等は作らずに、自作と回答されている方と話をして今後[]が耕作を行うようにすると聞いております。

(山口委員) 途中で田を分けるのではなく、一枚の田として耕作されるんですね。

(事務局) はい。そのように聞いております。

(山口委員) 農業委員会がどうこう言う訳ではないですが、今の流れから言うとお互い作付地の入れ替えを行うと1枚の田がより省力化するのではないかなと思います。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第52号 31番・32番・33番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 52 号 31 番・32 番・33 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 31 番・32 番・33 番について、原案の内容で許可することといたします。

<尾内推進委員 着席>

次に、議案第 52 号 34 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 34 番：資料 6 ページをご覧ください。申請地は、北野公民館から南約 150 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の[]は農地を所有していますが、畑をしたいと思っていましたが田しかなく畑ができませんでした。申請地を畑として利用し野菜を栽培するため、今回の申請が出てきております。隣接する[]では譲受人の[]の息子が一般住宅を建築するための 5 条届出がされております。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 52 号 34 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(植岡委員) 34 番：現地では、整備されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 52 号 34 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) []の農地には誰の名義で家が建つんですか。

(事務局) []の名義になります。

(山口委員) []からいうたら孫ですか。

(事務局) 子どもにあたります。

(山口委員) 自分の家族の土地を通して畑に入ることになりますね。

(議長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 52 号 34 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 52 号 34 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 11：反対 0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 34 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 52 号 35 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 35 番：資料 7 ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から南西に約 400m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲受人の[]は以前、[]の土地を借りて耕作していました。[]が 6 月に 3 条申請するにあたり、[]が借りて耕作する農地を解約した際に今回の申請地を譲ってもらう話をしておりました。そのため今回の申請が出てきております。取得後は、水稻を行う予定です。集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 52 号 35 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(植岡委員) 35 番：現地では、耕運し手入れされていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 52 号 35 番について、質疑はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 52 号 35 番について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 52 号 35 番について、賛成の方は挙手願います。

〈全員挙手〉 [賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による農地等の
所有権移転許可申請承認 35 番について、原案の内容で許可することといた
します。

(議 長) 次に、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許
可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 36 番：資料 8 ページをご覧ください。申請地は、福崎町役場から南約 600
m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、使用貸借権設定です。以前より、申請地の草刈り等の管理を
借受人の [] がされており、管理だけでなく耕作を行いたいと思い今回
申請が出てきております。使用貸借権設定期間は 5 年となっております。取
得後は、水稻を行う予定です。集団化していないため使用貸借権設定による
地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 53 号 36 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願
います。

(植岡委員) 36 番：現地では、手入れがよくされていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 53 号 36 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 53 号 36 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 53 号 36 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 11：反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1 件について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 54 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 54 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 6 番：資料 9 ページをご覧ください。申請地は、西谷公民館から東約 200 m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は自己所有地を野球練習場へ転用するものです。■■■■の息子が野球をしており、近隣に練習する公園などがなかったため自宅横の農地を練習用に使用する計画です。近隣に農地を集約した農家がおらず、地元代表の区長や水利管理者の同意もあり、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 54 号 6 番について、現地調査済ですので報告願います。

(植岡委員) 6 番：現地では、転用する準備ができていることを確認しました。

現地調査班では、周囲への影響はないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 54 号 6 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 転用後の地目は何になるんですか。

(事務局) 雑種地になると思います。

(山口委員) 宅地じゃなくて雑種地ですか。

(事務局) 造成等を行います何か建物を建てるとは聞いていないため雑種地になると思います。

(山口委員) 建物がなければ雑種地になるんですか。

(事務局) 登記地目上は雑種地ですが、固定資産の計算上は間の塀がなく一区画の中に今回の申請地もあれば宅地になります。

(山口委員) 仕切りの高さが何m以上といったような規則はあるんですか。土地の間に仕切りが明確であれば雑種地でいいんですか。

(事務局) 固定資産上は雑種地です。登記地目上はこのまま雑種地が宅地になることは無いと思います。

(山口委員) 例えば、車を置くために取り込むようなかたちになった時には、その時点で宅地ということですか。

(事務局) そうですね。建築許可が都市計画法上通るかによります。市街化調整区域は基本的に 500 m²というのが基準になってきます。

(山口委員) 番地が別々ということであれば雑種地と宅地があって、申請地の 192 m²に対して宅地申請したときには [REDACTED] とは別物になって許可がでるということですね。

(事務局) そうです。ただ、宅地にするにも接道している必要があります。

(山口委員) 図面から言うと、[REDACTED] は何ですか。

(事務局) 田です。

(山口委員) 図面の薄いピンクの分が [REDACTED] ですか

- (事務局) はい、斜線部が [REDACTED] です。
- (山口委員) 写真の少し草が生えているところが 1704 番 1 じゃないんですか。
- (事務局) そうです。
- (山口委員) 写真を見る限り、畑とも田とも見受けられませんが。
- (事務局) 写真に写っていない部分に関しては畑として利用されていました。
- (山口委員) ただ、写っている部分が畑に見えないということだけのことですか。
- (事務局) そうです。
- (山口委員) 所有者は [REDACTED] じゃないわけですか。
- (事務局) [REDACTED] です。
- (山口委員) 場合によれば、[REDACTED] が雑種地に家を建てようと申請すれば宅地になるんですね。
- (事務局) [REDACTED] の家が [REDACTED] に建っているので、[REDACTED] の名前では建たないと思います。
- (山口委員) [REDACTED] では建たないけど、例えば息子の名前であれば建ちますよね。
- (事務局) 接道などの要件を満たして許可が出れば建ちます。
- (山口委員) 分かりました。
- (議長) 他に質疑はありませんか。
尾崎委員どうぞ。
- (尾崎委員) 野球練習場となっていますが、どういった内容なんでしょうか。ポールを組んで網を張ったものを置くだけでも申請は必要なんでしょうか。
- (事務局) おっしゃるとおり、ポールを組んで網を張ったバッティングができるようなものが置かれます。造成など転圧を行い、農地ではないものに改良するため申請が必要になります。
- (尾崎委員) そうなると申請が必要なんですね。分かりました。
- (議長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 54 号 6 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 54 号 6 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第 54 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

（議 長） 次に、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可)

（事務局） 21 番：資料 10 ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から東約 250m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この申請は売買により地縁者住宅へ転用するものです。11 月に申請がありました。[]での単独申請は地縁者住宅建築の要件を満たしていなかったため、今回、地縁者住宅建築の要件を持つ []との連名で 11 月の申請を取り下げた上での再申請が出てきております。

近隣に農地を集約した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 55 号 21 番について、現地調査済ですので報告願います。

（植岡委員） 21 番：現地では、整備されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第 55 号 21 番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 55 号 21 番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 55 号 21 番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ 〔賛成 11：反対 0〕

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 21 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 55 号 22 番について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

＜岡推進委員 退席＞

事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局） 22 番：資料 11 ページをご覧ください。申請地は、東大貫公民館より北西約 150m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により露天駐車場へ転用するものです。譲受人の■■■■は、絵画教室などを行うために隣接地の■■■■・■■■■で■■■■を場所貸ししており、その駐車場として転用申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 55 号 22 番について、現地調査済ですので報告願います。

（植岡委員） 22 番：現地では、周囲に農地がなく転用が及ぼす影響がないことを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第 55 号 22 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) ■■■と■■■は宅地なんですよ。それ以外の土地を駐車場にしようということなんですよ。

(事務局) はい。■■■を露天駐車場にする計画です。

(山口委員) ■■■はもう駐車場になってるんやね。農振農用地ではなければいくらでも広げれるんですか。

(事務局) 都市計画法があるんですが、そこに関しては行政書士が県の方へ確認し問題無いと聞いております。写真を見ていただいたら分かるかと思いますが■■■・■■■の宅地部分が擁壁で囲まれているため、一体の利用として見られない回答があったと行政書士から聞いております。

(山口委員) 一般的に宅地というものの制限もあるやろうと周囲の田畑を転用して何かしようとなった時に、議案第54号と同じようにも見える形で仕切りがあれば、別の土地として理解するわけですか。

(事務局) そちらに関しては県の方で、行政書士が確認し一体にならないと判断されております。

(山口委員) 県が言ったからって言うんやったら各市町の農業委員会いらんやないか。県が許可しているから何も言うなと言うなら初めから議案にしないでいいじゃないですか。私は、申請の面積しか知らないのでも事務局が今後どういう考えで事務定義を行っていくかを聞きたいんですよ。隣接者とのトラブルがある地域もあるのでそのあたりが解決されて申請が出てきているのかなど。一般的に仕切りが見える形であれば、境と判断していいわけですね。

(事務局) 仕切りがされていると確認ができれば、そこが境であると判断します。当然、行政書士などが県に確認を取っていただいた上でこちらも確認いたします。

(山口委員) コンクリート等で擁壁がしてあったら、仕切ってあり別の筆であると理解したらいいんですね。

(事務局) そうです。別の筆になります。家が建っているところは建築許可等の手続きが行われている既存宅地として認められている土地になります。今回、申請しているのは駐車場としてですので、建築許可などは関係がなく、農地転用を行い雑種地にするといったものです。

あくまで、県が許可しているからこちらも許可するということではなく農地転用を許可するために県や町のまちづくり課などで話をしていただき、許可の見込みがあるということを踏まえて農地法も許可ができるようになります。そのため、県が許可をしているからというわけではなく、この場では議案に挙がっている農地転用に関して妥当か、妥当でないかの判断をしてい

ただければと思います。

(山口委員) 人口減少に伴い、相続が発生したときに大きい敷地のものもあろうかと思
います。一方では、面積の制限があり贈与などが発生した時に大きい面積の
筆は一筆となった時にそのあたりのことが疑問に思いました。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 55 号 22 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 55 号 22 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による農
地等の所有権移転許可申請承認 22 番について、原案の内容で県へ進達す
ることといたします。

<岡推進委員 着席>

(議 長) 次に、議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所
有権移転届出について、事務局から説明をお願いします。

議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理)

(事務局) 2 番：資料 12・13 ページをご覧ください。申請地は、北野公民館から南
約 150m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により一般住宅へ転用するものです。実家の近くに住みた
いという譲受人の希望があり今回の申請が出てきております。

近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えら
れることから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 56 号 2 番について、現地調査済ですので報告願います。

(植岡委員) 2 番：現地では、整備されていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 56 号 2 番について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 議案第 52 号と今の議案第 56 号が関連していると思うんですが、経緯の説明をお願いします。

(事務局) 元々、[]・[]・[]・[]が一つの筆でした。非農地証明のあった []は宅地、[]は道路となっており、[]・[]が農地として残っています。家を建てるにあたり面積の上限があるということで道路に面した []に家を建て、[]については議案第 52 号の説明のとおり、譲受人の父親の希望で畑として購入されたという経緯になります。

(前田委員) 38 歳の息子さんが農地ごと買ったら良かったんじゃないですか。元々、[]の土地ですよ。

(事務局) 元々は []の土地です。

(前田委員) 分かりました。

(議 長) 他に質疑はありませんか。
田中委員どうぞ。

(田中委員) ただの第 5 条だけではなく第 5 条第 1 項第 6 号の違いを教えてください

(事務局) 原則としては、県の許可が必要になります。例外として市街化区域にしましては、農業委員会への届出で受理をする農地法上の規定にありますのでその違いです。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 56 号 2 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 56 号 2 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出 2 番について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

<山口委員 退席>

事務局から説明をお願いします。

議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(事務局) 資料 14～16 ページをご覧ください。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。今回、農地中間管理機構を通して利用権を移転するために、農業委員会からの意見が求められています。移転分が 1 筆、面積 720 m²で設定分が 11 筆、面積合計 11,332 m²です。
以上です。

(議 長) 議案第 57 号について質疑・意見はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第 57 号について、意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、採決に移ります。
議案第 57 号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 10 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する

る法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

<山口委員 着席>

(議 長) 次に、議案第 58 号 農地法第 5 1 条第 1 項に該当する違反転用について(履行期限の決定)、事務局から説明をお願いします。

議案第 58 号 農地法第 5 1 条第 1 項に該当する違反転用について
(履行期限の決定)

(事務局) 1 番：17・18 ページをご覧ください。1 月 20 日に農業委員 2 名及び事務局にて[REDACTED]に事情聴取を行い、2 月 28 日までに原状回復を行うとのことでした。現在は、盛土を撤去している最中であることを確認しております。期限までに、原状回復が完了していれば問題無いのですが、もし、原状回復が完了していない場合に勧告書を送付するための採決を行いたいと思います。履行期限につきまして、事務局の案としては令和 7 年 3 月 3 1 日と考えております。
以上です。

(議 長) 議案第 58 号 1 件 勧告書の送付及び履行期限の決定について、質疑はありませんか。
岡推進委員どうぞ。

(岡推進委員) 私はよく、この辺りを通るので見るんです。2 月 10 日に撮られた現況写真ですが最終的にはきっちり線引きして原状回復するんですか。

(事務局) 北側には農業用倉庫が建っているんですが法尻が境界になると思います。また、西側にコンクリート擁壁があり、農業用倉庫の西側に土壁を作る際に使用するコンクリート槽がありますがそちらについても取り壊すように指導しております。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第 58 号 1 件 勧告書の送付及び履行期限の決定について、意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、採決に移ります。
議案第 58 号 1 件 勧告書の送付及び履行期限の決定について賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので議案第 58 号 農地法第 5 1 条第 1 項に該当する違反転用について(履行期限の決定)は、原状回復が終わっていない場合勧告書送付及び履行期限を令和 7 年 3 月 3 1 日とすることで決定することといたします。

(議 長) 次に、議案第 59 号 農地法第 5 1 条第 1 項に該当する違反転用について(兵庫県への報告について)、事務局から説明をお願いします。

議案第 59 号 農地法第 5 1 条第 1 項に該当する違反転用について
(兵庫県への報告について)

(事務局) 資料 19 ページをご覧ください。1 月 29 日に開催しました、臨時総会において令和 7 年 2 月 28 日までに原状回復を行うよう履行期限の決定をし、勧告書の送付を行いました。先日、土地所有者から原状回復を行ったとの報告を受け現地を確認しに行きましたが、一部土が盛り上がり、掘り起こされ穴が空いている状況でした。こちらに関しても令和 7 年 2 月 28 日までに期間がありますが、期間を超えてなお原状回復が終わっていない場合に県への報告を行うための採決を行いたいと思います。県への報告後は、福崎町農業委員会と県で連携して対応していくようになります。
以上です。

(議 長) 議案第 59 号 1 件 兵庫県への報告について質疑・意見はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第 59 号 1 件 兵庫県への報告について、意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、採決に移ります。
議案第 59 号 1 件 兵庫県への報告について、報告を行うことに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので議案第 59 号 農地法第 5 1 条第 1 項に該当す

る違反転用について（兵庫県への報告について）、原状回復が終わっていない場合、兵庫県へ事例の報告を行うことを決定いたします。

（議 長） 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

（事務局） 報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料20ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が2件出たことを報告します。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書について

資料21ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を3件、耕作面積証明書を1件、計4件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第51条第1項に該当する違反転用について

本日配布の資料をご覧ください。高岡福田の圃場整備地の北側の農地になります。令和2年1月頃に■■■■が雑種地を購入し、現在は農地に越境し違反転用が行われています。1月31日に農業委員2名と事務局にて現地調査を行い、2月14日に事情聴取を行いました。（■■■■の主張としては、土地を購入（R2.1頃）する前に、前所有者（■■■■）、■■■■、■■■■と境界杭の確認を行ったため、当時確認した範囲内で作業をしている。農地・財産区の山まで越境し敷地を広げた認識はない。境界杭を確認する際に、隣接地所有者との立ち会いは行っていない。原状回復する意思はあるが、購入時の話が解決しないと原状回復を行えないとのことでありました。所有者の■■■■の息子である■■■■は■■■■が所有地で違反転用を行っていることを知らない状態でありました。県に情報共有・相談を行っており、県としては、■■■■と■■■■で話し合いをし、工事が行われているのが農地かどうかを確認し、越境していれば■■■■と■■■■で協議を行うこと。その後に、農業委員会として勧告書の送付を行うとの意見でした。

以上です。

（議 長） 報告事項について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

（前田委員） ■■■■の農地よりも財産区の山の方が越境されてませんか。

（事務局） 図面上では財産区の山への越境の方が範囲は広いと思います。財産区の方

も2月14日に話はしており、財産区議会へ報告を行うなどの対応になってくるかと思います。

(前田委員) ありがとうございます。

(議 長) 他に質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) ■■■■と話し合いをしたのはいつですか。

(事務局) 2月14日です。

(山口委員) 14日ですか。8日か9日にダンプ入りよったけどな。色の違う土が入ってました。少し黒い色の。

(事務局) 14日現地に行った際に色の違う土が入ってました。■■■■に聞くと、仮置き場として、使用しておりまた持ち出すとのことでした。

(山口委員) 残土の場合は何も言う気はありませんが、写真右上のコンクリートの破片を持ち出したことを早々に確認したうえで話を進めないで埋めてしまうかもしれない。

(事務局) 2月14日の中でコンクリート殻の話もありました。■■■■からは、2月中に処理するために業者へ持って行くとの話がありました。2月14日現場には、盛土規制法・廃棄物の担当で姫路土木事務所と西播磨県民局の環境課から各法令に基づく手続き等につきまして説明を行っております。

(山口委員) 非常に表土をめくった面積が大きいので、今の時期は雨が降りませんがこの土は土質が砂のようになっているので、大雨が降ると下の水路まで大量の土砂を持ち出すだろうと思います。その対処も話し合いが終わらないとできないというのであれば、南で耕作している田んぼまで土が流れ込んできますので、その辺りは話し合いの中で項目として挙げて下さい。全部獣害柵があるため、絶対に溝の中に土砂が入ったら持ち出しできないので。予期せぬことを予想した上で対処していただかないと、発生してから対処するとなると非常に労力が必要になります。よろしくお願いします。

(事務局) 宅地造成及び特定盛土等規制法が令和7年4月1日から施行されます。この法律には届出を行わないといけないということ姫路土木事務所が指導を行います。農業委員会では、関係法令に続いて指導を行うことになります。

(山口委員) 農業委員会の立場から言うとそういった回答になりますが、■■■■から言わせると可能性があるので指導を行って下さいという言い方になるかと思います。私が言っても■■■■が言っても結果としては同じことを言うこ

とになります。あれだけ表土をめくると赤土も出てくると思います。4月に入ってくると雨が増えてきて、大雨が降るとその土がほ場整備をした河川敷に全て流れてきています。そこは注視して欲しいなと思います。耕作するのは私たちですので。

(事務局) 今、言われたことは関係各課にお伝えします。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

< 16 : 30 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・3月19日(火) 15:00～
場所：役場2階 大会議室

署 名 人	柳田 伸一郎
署 名 人	尾崎 肇